飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年10月23日

飯塚市教育委員会
教育長　　桑　原　昭　佳

飯塚市教育委員会規則第11号

飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会規則の一部を改正する規則

改正後	改正前
（専門委員） 第7条　協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会の構成員とは別に専門委員を置くことができる。 2　専門委員は、当該特別の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。 3　専門委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱、又は解任されるものとする。	
（会議） 第8条　（略）	（会議） 第7条　（略）
（専門部会） 第9条　協議会は、第2条各号に掲げる事項で専門的に検討する必要があるときは、専門部会を設置することができる。 2　前項の専門部会の委員は、第4条に定める委員及び第7条に定める専門委員、又は第7条に定める専門委員によって構成され、5人以内とし、協議会の会長が定める。 3　専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会長は協議会の会長が定め、副部会長は専門部会の委員の互選により定める。	
（庶務） 第10条　（略）	（庶務） 第8条　（略）

（委任） 第11条　（略）	（委任） 第9条　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。